

社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札(事後審査型)心得

平成22年3月15日制定

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、埼玉県農林公社造林事業請負契約書、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、入札書(様式3)、事業費内訳書(様式4)(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留のいずれかの方法により郵送しなければならない。

2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 入札書等の郵送は中封筒及び外封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、事業名、事業箇所名及び入札者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び事業費内訳書を入れ、封筒の表面に開札日、事業名、事業箇所名、入札者の住所、商号又は名称、担当者名及び連絡先(電話及びFAX番号)を記載すること。

3 入札書等は入札公告で指定した提出先に提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

4 第1項の郵送方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

5 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び事業費内訳書を同封してはならない。

6 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。

7 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書等投函日を記入すること。

ただし、入札書作成日及び入札書投函日以外の日を記入しても入札書は有効とする。

8 この入札は、事業の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の105分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

9 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(事業費内訳書の提出)

第5条 事業費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は、原則として一致しなければならない。

ただし、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。

また、積算価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の事業費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち事業費内訳書に単価、金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

3 一度提出された事業費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

4 事業費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(設計図書等に対する質問・回答)

第6条 理事長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問（様式2）を受け付け、当該質問に対する回答を埼玉県農林公社（以下「公社」という。）森林局のホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、理事長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札公告で指定した日時、場所において行う。

2 開札は公開とする。

3 理事長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に出席していないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定する。

5 当該入札においては、開札後、落札を保留の上終了し、落札者とするための入札参加資格要件の審査を行う。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第8条の2 理事長の指示があった者（以下「落札候補者」という。）は、入札公告の4により入札参加資格要件審査書類（様式6）を公社に郵送又はFAXで提出しなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（事業の請負契約に限る）。

(3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適當であると認められるとき。

- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない公社の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（契約保証）

第10条 落札者は、公社と契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

（入札書の不受理）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

- (1) 第3条第1項に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等
- (3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (4) 外封筒表記の開札日・事業名・事業箇所名が入札公告と異なる入札書等
- (5) 外封筒表記の開札日・事業名・事業箇所名入札者の住所・商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 1通の外封筒に複数の開札日・事業名・事業箇所名・商号又は名称が記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

（入札書の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒表記の開札日・事業名・事業箇所名が入札公告と一致しない入札書
- (2) 中封筒表記に開札日・事業名・事業箇所名・商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (4) 発注機関名・住所、商号又は名称・押印のない入札書
- (5) 発注機関名の記載が誤っている入札書
- (6) 金額の記入がない入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札書の事業名・事業箇所名が入札公告と一致しない入札書
- (9) 入札書の事業名・事業箇所名・住所、商号又は名称が記載されていない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 予定価格を上回る入札価格を記載した入札書
- (12) 事業費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (13) 入札公告に示す、参加資格業種又は営業所の所在地に関する要件を満たさない者が入札した入札書

(入札書の失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効(失格)」と記載する。

- (1) 事業費内訳書の事業名・事業箇所名が入札公告と一致しない入札書
- (2) 事業費内訳書の事業名・事業箇所名、商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 内訳書価格と入札価格が一致しない入札書、ただし、内訳書価格と入札の差が1万円未満の場合は除く
- (4) 未記入など不備がある事業費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (6) 入札公告に示す、同種・専門性及び公社事業の契約書に関する入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
- (7) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (8) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (9) 入札参加者が協定して入札した入札
- (10) 上記(1)から(9)に掲げるもののほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札した入札書

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を理事長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと理事長が認めたときは、この限りでない。
- 3 契約作成に要する経費は、請負者の負担とする。なお、契約書に貼付する収入印紙は、発注者及び請負者双方の負担とする。但し、請書については請負者の負担とする。

(事業の着手)

第15条 請負者は、契約締結後10日以内に、事業に着手しなければならない。

(専門技術者の配置)

第16条 請負者は、埼玉県の森林整備の入札参加資格要件(平成22年2月19日制定

- 2(2)に規定する専門技術者を配置しなければならない。

附則

- 1 この心得は、平成22年3月15日から適用する。
- 2 この心得は、平成23年5月9日から適用する。